

「令和8年度「日本語教員養成課程・実践研修実態調査業務」」総合評価基準

本資料は、文部科学省総合教育政策局が調達する「令和8年度「日本語教員養成課程・実践研修実態調査業務」」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、本基準並びに本基準書の別紙1の「評価項目及び得点配分基準」（以下「評価基準」という。）及び別紙2の「加点付与基準」（以下「評価基準」という。）、そして「審査委員会規則」に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ次表基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定基準及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3. 得点配分

区分	価格点	技術点	合 計
配点	5 0	1 0 0	1 5 0

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に、2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込に係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値を以て行い、当該数値の最も高いものを落札者とする。

① 予定価格の制限範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件の内必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高いものが2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和8年度「日本語教員養成課程・実践研修実態調査業務」
評価項目及び得点配分基準

*：必須の項目 ●：価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目（要求要件）	基礎点	加 点
	1 調査業務の実施方針（50点）	25	25
●	1-1 調査内容の妥当性、創造性	10	9
	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。）	5	9
	* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。	5	
●	1-2 調査方法の妥当性、創造性	10	8
	* 1-2-1 調査の抽出・集計手法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	8
	* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
●	1-3 作業計画の妥当性、効率性	5	8
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。）	5	8
	2 組織の経験・能力（23点）	15	8
	2-1 組織の類似調査業務の経験	—	5
	2-1-1 過去に日本語教育に関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		3
	2-1-2 過去に多数の公的機関・民間機関を対象とした調査業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		2
	2-2 組織の調査実施能力	12	2
	* 2-2-1 業務を遂行する人員が確保されていること。	6	2
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報処理能力を有していれば加点する。		
	* 2-2-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制	3	1
	* 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていること。 （人員補助体制により加点する。）	3	1
	3 業務従事予定者の経験・能力（17点）	10	7
	3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験	—	5
	3-1-1 過去に日本語教育に関する類似の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。		3
	3-1-2 過去に多数の公的機関・民間機関を対象とした調査業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		2

	3—2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	10	2
	＊3—2—1 調査内容に関する知識・知見を有していること。 3—2—2 調査実施に関する人的ネットワーク（調査内容に関する資格や高い専門性を有する外部の者等とのつながり）を有し、本業務の体制に組み込み活用する計画となっていれば加点する。	10	2
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（5点）	—	5
	4—1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		5
	4—1—1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人）以下のものに限る。） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標（5点）	—	5
	5—1 賃上げの表明		5
	以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする） 5—1—1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5—1—2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「〔総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について〕（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		5
	合 計（100点）	50	50

令和 8 年度「日本語教員養成課程・実践研修実態調査業務」 評価項目及び得点配分基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	調査業務の実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	9	4	2
	* 1-2-1 調査の抽出・集計手法・分析手法の事業成果を高めるための工夫について	8	4	2
	* 1-3-1 作業の日程・手順等について	8	4	2
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 過去に実施した日本語教育に関する類似調査の実績内容について	3	2	1
	2-1-2 過去に実施した多数の公的機関・民間機関を対象とした調査の実績内容について	2		1
	2-2-2 幅広い人的ネットワーク・優れた情報収集能力の有無について	2		1
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について			1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が過去に日本語教育に関する類似の調査をした実績について	3	2	1
	3-1-2 業務従事予定者が過去に多数の公的機関・民間機関を対象とした類似の調査をした実績について	2		1
	3-2-2 調査業務に関する人的ネットワーク（調査内容に関する資格や高い専門性を有する外部の者等とのつながり）を有し本業務の体制に組み込み活用する計画の有無について	2		1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 プラチナえるぼし えるぼし 3 段階目 えるぼし 2 段階目 えるぼし 1 段階目 行動計画 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
			5	
			4	
			3	
			2	
			1	

	プラチナくるみん	5
	くるみん④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）	4
	くるみん②③（平成 29 年 4 月 1 日以降～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）	3
	トライくるみん	3
	くるみん①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）	2
	行動計画	1
	○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	4
5	賃上げを実施する企業に関する指標	〔 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。 〕
	5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
	5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
	※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。	

（注） 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限